

おさえておきたい

キーワード

■学習指導要領

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準として文部科学省が定めたもの。

■新学習指導要領

平成29年3月に公示された新学習指導要領は、小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から完全実施となります(平成30年度から移行期間として、英語の「聞く・話す」中心の外国語活動を小学3～6年で総合的な学習の時間に実施するなど、円滑な移行ができるよう内容を一部加える等の特例を設けます。)

文部科学省は、今回の学習指導要領改訂の基本的な考え方を以下のように示しています。

- **教育基本法、学校教育法**などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための**資質・能力を一層確実に育成**。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「**社会に開かれた教育課程**」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する**現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成**。
- 先行する特別教科化など**道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実**により、**豊かな心や健やかな体を育成**。

重視する「社会に開かれた教育課程」については、下記のようなポイントが示されています。

「社会に開かれた教育課程」のポイント

① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。

② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり自らの人生を切り拓(ひら)いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。

③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。



「新しい学習指導要領の考え方」(文部科学省)

■教育支援コーディネーター

「学校支援ボランティア推進協議会事業」(国名称「地域学校協働本部事業」)及び「放課後子供教室推進事業」等で、学校と外部とをつなげる役割をもつ人。地域によって、地域コーディネーター、学校支援コーディネーター等の様々な名称がある。

地域の教育活動を推進する国の事業の経過と今後の展開については、「とうきょうの地域教育」No.129 特集 地域学校協働活動の推進～「子供たちの教育を支援する地域の力」の充実に向けて～を参照

バックナンバー <http://www.syogai.metro.tokyo.jp/sesaku/shuppan.html>